第３期　豊浦町

子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

令和７年３月

豊　浦　町

1　計画策定の趣旨

近年、わが国の子どもを取り巻く環境は、急速に進む少子化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性就業率の向上に伴う共働き家庭の増加、都市部を中心とする待機児童の増加、児童虐待や子どもの貧困問題、ヤングケアラー等の問題が顕在化しています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、これらの変化に対応すべく子育て環境の整備が求められています。

国においては、平成 24 年８月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連３法」が制定され、都道府県及び市町村は「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

豊浦町においても、「子ども・子育て関連３法」の趣旨を踏まえ、平成 27 年３月に豊浦町子ども・子育て支援事業計画（以下、第１期計画）、令和２年３月には第２期豊浦町子ども・子育て支援事業計画を策定し、豊浦町の実情に応じた幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる施策を推進してきました。

その後、国においては、令和５年４月に、すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、「こども基本法」を施行しました。

令和５年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的かつ一体的に推進するため、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

このような背景の中で、豊浦町では、第２期計画が令和６年度で計画期間が満了することから、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間とする第３期豊浦町子ども・子育て支援事業計画を策定します。当該計画では、上記の「こども基本法」や「こども大綱」の考え方に基づき、豊浦町に住むすべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、子育てを取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

2　計画の期間

本計画の計画期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

ただし、国や道の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

<table>
<tr><td>令和２
年度</td><td>令和３
年度</td><td>令和４
年度</td><td>令和５
年度</td><td>令和６
年度</td><td>令和７
年度</td><td>令和８
年度</td><td>令和９
年度</td><td>令和 10
年度</td><td>令和 11
年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">第２期　計画期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第３期　計画期間</td></tr>
</table>

3　人口の動向

（１）人口の推移

当町の人口は、令和元年の 3,966 人から令和６年には 3,519 人と減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、０～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口、65 歳以上の老年人口のいずれも減少傾向にあります。

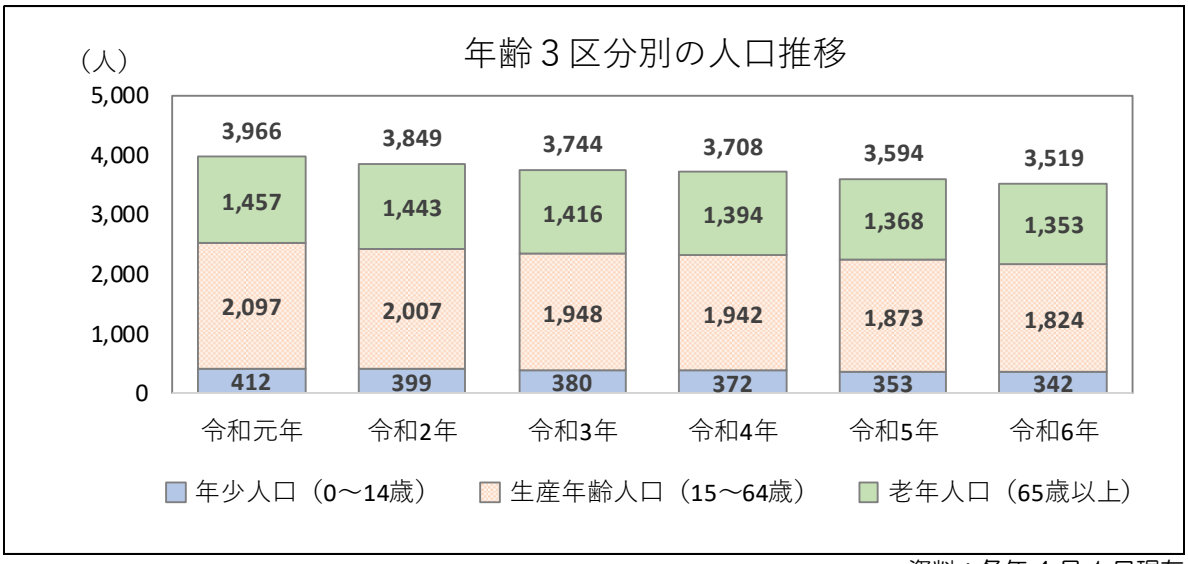

資料：各年４月１日現在

（２）世帯の推移

国勢調査による当町の世帯数は、平成12年から平成27年まで横ばいに推移し、令和２年に大きく減少しています。

また、1世帯当たりの人員は、平成12年の2.63人から令和２年は2.18人と減少傾向にあり、核家族化の進行がみられます。

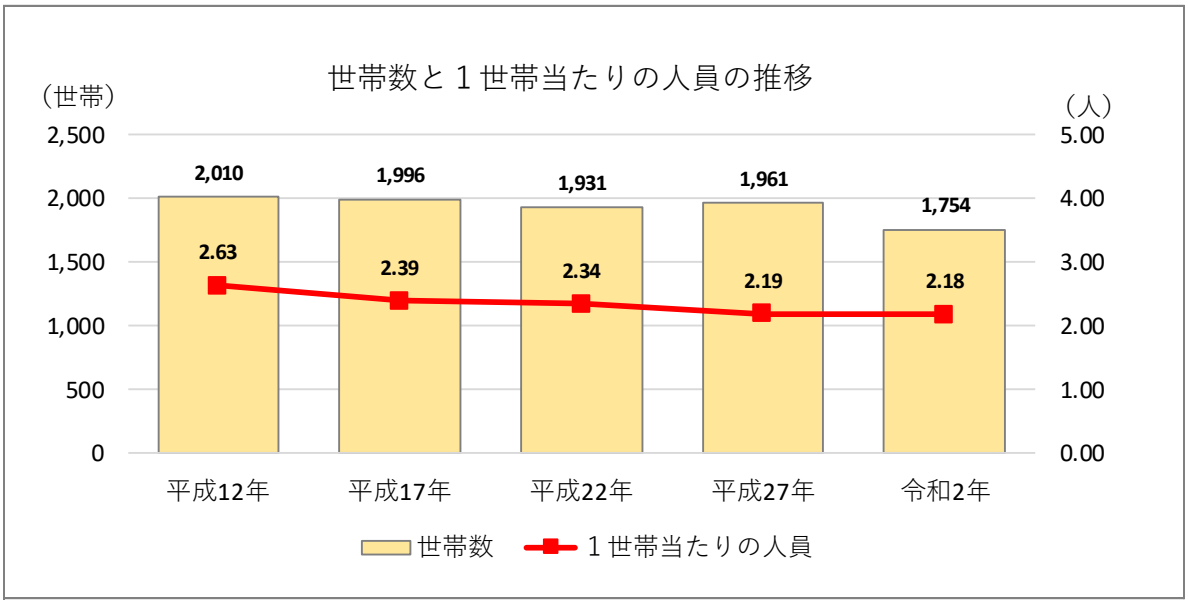

資料：国勢調査

（３）子どものいる世帯の状況

子どものいる世帯の状況については、「６歳未満の子どもがいる世帯」、「６～18歳未満の子どもがいる世帯」ともに、全国水準及び北海道水準を下回っています。

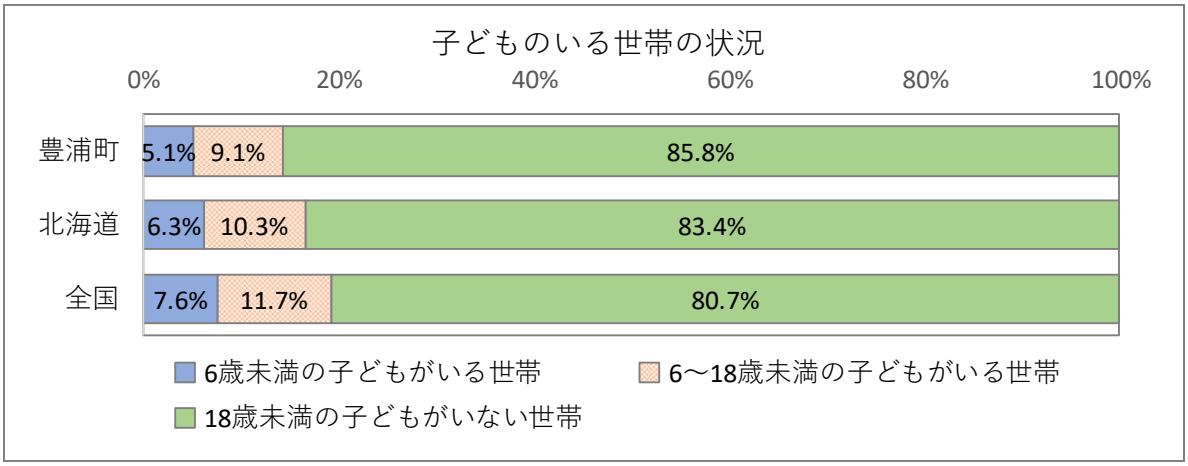

資料：令和２年国勢調査

4 将来人口推計

以下に、令和７年から令和11年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに減少傾向で推移しており、計画最終年の令和11年には総人口が3,214人、年少人口が251人と見込まれています。

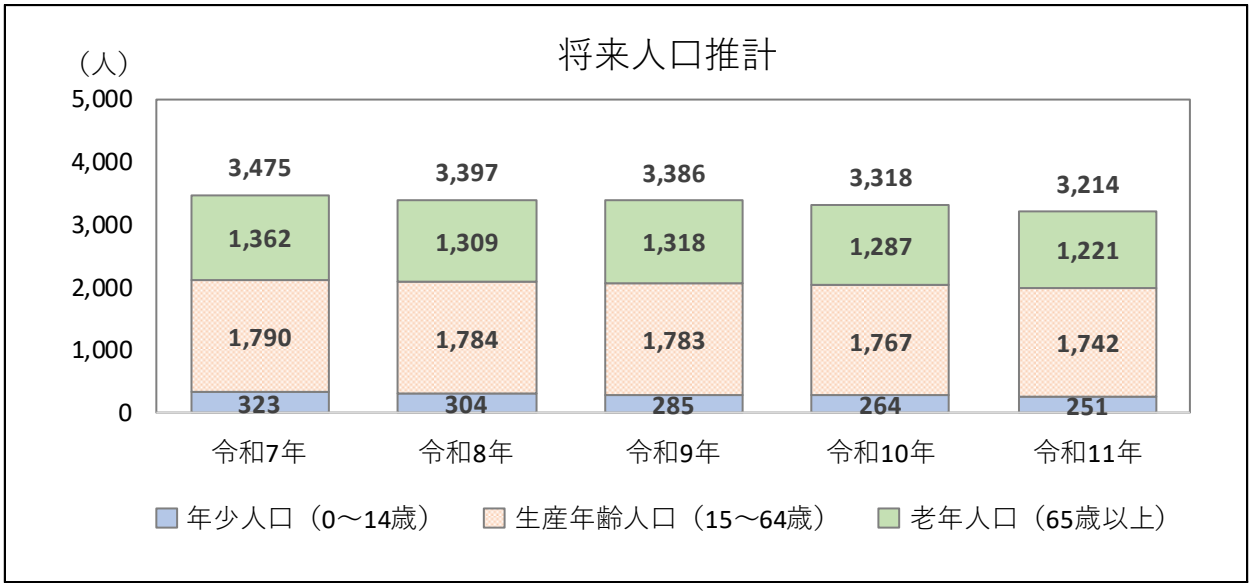

		令和７年	令和８年	令和９年	令和 10 年	令和 11 年
年少人口（0～14 歳人口）		323	304	285	264	251
	未就学児（0～5歳）	79	74	70	67	65
	小学生（6～11 歳）	147	139	119	116	105
	中学生（12～14 歳）	97	91	96	81	81
生産年齢人口（15～64 歳）		1,790	1,784	1,783	1,767	1,742
老年人口（65 歳以上）		1,362	1,309	1,318	1,287	1,221
総人口		3,475	3,397	3,386	3,318	3,214

※コーホート法による推計

※本推計は令和２年～令和６年の人口実績を基にコーホート法による推計を行っています。
コーホート法とは、ある年（期間）に生まれた集団のことをいい、その集団のある期間の人口変化を観察し、将来人口を推計する方法。

5　教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

本町では、町全体を１つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和７年度 単位（人）	１号認定	２号認定		３号認定			合計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	３～５歳			０歳	１歳	２歳	
量の見込み（A）		3	38	5	9	9	64
確保提供数（B）		15	67	7	11	15	115

■令和８年度 単位（人）	１号認定	２号認定		３号認定			合計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	３～５歳			０歳	１歳	２歳	
量の見込み（A）		3	35	5	9	8	60
確保提供数（B）		15	67	7	11	15	115

■令和９年度 単位（人）	１号認定	２号認定		３号認定			合計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	３～５歳			０歳	１歳	２歳	
量の見込み（A）		3	33	4	8	8	56
確保提供数（B）		15	67	7	11	15	115

■令和１０年度 単位（人）	１号認定	２号認定		３号認定			合計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	３～５歳			０歳	１歳	２歳	
量の見込み（A）		3	32	4	7	8	54
確保提供数（B）		15	67	7	11	15	115

■令和１１年度 単位（人）	１号認定	２号認定		３号認定			合計
	教育を希望	保育が必要		保育が必要			
		教育を希望	左記以外				
対象年齢	３～５歳			０歳	１歳	２歳	
量の見込み（A）		3	31	4	7	7	52
確保提供数（B）		15	67	7	11	15	115

【確保方策】　ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和７～11年度の計画期間において、ニーズ量以上の確保提供数を確保できていることから、確保提供数での対応が可能です。

○認可保育施設の統合について

町内には、認可保育施設が２箇所ありますが、年々園児数が減少傾向にあります。

子どもたちが人間関係をつくる上で人数が多い環境での生活や利用者減少に伴う施設の運営を考慮し、第３期の計画期間中に施設の統合に向けて検討いたします。

6　地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

事業名	確保方策	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
利用者支援事業 （地域子育て相談機関）	確保方策	子育て世代包括支援センターの窓口での対応				
利用者支援事業 （こども家庭センター）	確保方策	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを令和８年度開設に向け検討中				
地域子育て支援拠点事業 （単位：延人数／月）	量の見込み	380	350	340	340	340
	確保提供数	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
一時預かり事業（幼稚園型） （単位：延人数／年）	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保提供数	12	12	12	12	12
	実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
一時預かり事業（一般型） （単位：延人数／年）	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保提供数	12	12	12	12	12
	実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	確保方策	今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討				
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	確保方策	近隣市町村の施設に協力依頼をする等、必要に応じて検討				
延長保育事業	確保方策	大岸保育所において延長保育 1 時間を含む 12 時間保育を実施しており、今後も引き続き事業を実施 認定こども園青空においては、ニーズや状況に応じて実施の検討				
病児・病後児保育事業	確保方策	近隣市町村と連携をとり、必要に応じて検討				
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （単位：実人数／年）	量の見込み	38	35	31	29	27
	確保提供数	50	50	50	50	50
	実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
乳児家庭全戸訪問事業 （単位：実人数／年）	訪問人数	10	9	9	8	8
養育支援訪問事業 （単位：実人数／年）	訪問人数	3	3	3	3	3
妊婦健康診査事業 （単位：実人数／年）	受診者数	15	14	14	13	13
	受診延回数	100	90	90	85	85
実費徴収に係る補足給付を行う事業	確保方策	国の動向に応じて、必要に応じて事業の実施に向けて検討				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	確保方策	事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開				
子育て世帯訪問支援事業	確保方策	必要に応じて事業の実施に向けて検討				
児童育成支援拠点事業	確保方策	必要に応じて事業の実施に向けて検討				
親子関係形成支援事業	確保方策	必要に応じて事業の実施に向けて検討				
妊婦等包括相談支援事業	量の見込み （面談実施合計回数）	30	27	27	24	24
	確保提供数	30	27	27	24	24
	実施箇所数	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） （単位：人／月）	量の見込み　０歳	－	1	1	1	1
	確保方策　　０歳	－	1	1	1	1
	量の見込み　１歳	－	1	1	1	1
	確保方策　　１歳	－	1	1	1	1
	量の見込み　２歳	－	1	1	1	1
	確保方策　　２歳	－	1	1	1	1
産後ケア事業	量の見込み	35	30	30	30	30
	確保提供数	35	30	30	30	30
	実施箇所数	５か所	５か所	５か所	５か所	５か所

7　子どもの貧困対策計画の背景と位置づけ

近年、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境は、急速な社会変化やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化など、大きく変化し続けています。

厚生労働省が行った令和４年の「国民生活基礎調査」によると、等価可処分所得の中央値の半分の額に当たる「貧困線」（127万円）に満たない世帯の割合を示す「相対的貧困率」は15.4%となっています。そして、これらの世帯で暮らす18歳未満の子どもを対象にした「子どもの貧困率」は11.5%となっています。

このような中、子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成25年６月に成立し、平成26年１月17日に施行されています。

さらに、令和元年６月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

第３期豊浦町子ども・子育て支援事業計画においては、子どもの貧困対策計画についても一体的に策定することとし、当町の子どもとその保護者に向けた取り組みを推進します。

8　困難世帯の判定

豊浦町における子どもの貧困に関する実態を把握するため、保護者アンケート結果に基づき、子どもの養育に関する「困難度の高さ」という視点から世帯の判別・類型化を行いました。

「困難度の高さ」について、本調査では「相対的貧困」、「合意基準」、「困窮経験」の３つの視点から捉えることとし、具体的には次の５つの設問への回答データに基づく判定・類型化を行いました。

判定内容	問番号	設問内容
相対的貧困	問３	世帯人員
	問 38	世帯の年間年収
合意基準	問 26	子どもにとって必要だと思う環境やモノ
	問 27	お子さんに与えられている環境やモノ
困窮経験	問 28	経済的理由による困窮経験

9　子どもの貧困率における全国との比較

	貧困率	出典
豊浦町	16.9%	令和６年度豊浦町子どもの貧困実態調査より算出
全国	11.5%	2021年　国民生活基礎調査より

※算出方法や基礎となるデータ等が異なることから参考程度の比較となります。

10　子どもの貧困対策に関する将来像

当町の将来を担っている子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が親から子へと世代を超えて連鎖する、いわゆる「貧困の連鎖」につながらないように、対策を総合的に推進することが重要です。

また、家庭の経済的状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し自立できるように、町民一人ひとりが子どもたちを支え協働しながら子どもの育ちを支える体制づくりが必要です。

町民・関係団体・関係機関等が積極的に連携し、すべての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力・可能性を伸ばすことができるような地域社会の実現を理想的な将来像として掲げ、取り組みの推進に努めます。

11　子どもの貧困対策に関する基本的な方向性

施策の基本的な方向性について、次の４つの柱に沿って子どもの貧困対策の総合的な推進を図ります。

１　教育の支援
子どもに学ぶ意欲や能力があっても、家庭の経済状況などによって、学習や進学を諦めざるを得なくなり、そのことが成人後の就労などにも影響を及ぼすことにより、貧困が次の世代に連鎖してしまうことが問題になっています。 子どもが貧困の連鎖から脱出するためには、世帯の経済的な状況にかかわらず、自分の現在及び将来を自ら選択できるようにすることが重要であることから、全ての子どもの乳幼児期の保育・教育を受ける機会を保障するとともに、質の高い教育を受けられるよう、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育・教育の提供に努めます。
２　健康・生活への支援
すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、さまざまな生活習慣や未来を築く力を養うとともに、子どもたちが自分の居場所と思えるような「子どもの居場所」の整備と、子どもや保護者の健康への支援の充実に努めます。
３　経済的支援
さまざまな事情により十分な就業が難しい世帯やその子どもに対して経済的な支援を行うことは、子どもたちの将来への投資であり、貧困の連鎖の解消を図る上で重要となります。 現金給付や現物給付、各種助成制度の実施により暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある、または貧困の状況のおそれのある家庭の自立支援に努めます。
４　相談支援体制の取り組み
貧困対策を行う上で重要となることは、関係機関連携のもと、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭の声をしっかりと受けとめ、早期に把握することにより、各種の支援につなげていくことが重要であることから、すべての支援の出発点である「相談支援体制」の充実に努めます。

12　計画の推進体制

1　計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯に対する支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

（1）行政の役割
当町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、本計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、本計画の推進により、さまざまな行政サービスの総合的な展開を図ります。 また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。
（2）家庭の役割
保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。 また、家庭において女性だけが子育てに関する大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。 さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。
（3）地域社会の役割
子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。 また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。
（4）企業・職場の役割
働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。 そのため、企業・職場自体が、職場環境を整備する努力とともに、働く人が認識を深めることが大切となります。 また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。
（5）各種団体の役割
社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

２　計画の推進に向けた３つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

（１）市町村内における関係者の連携と協働
質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていくこととします。 また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援することが重要となります。 特に、教育・保育施設である認定こども園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。
（２）近隣市町村との連携と協働
子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情と、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的な取り組みを推進することが必要となります。 住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。
（３）国・道との連携、関係部局間の連携と協働
子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。 そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。 また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。 さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

３　計画の達成状況の点検・評価

当町では、町民課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「豊浦町子ども・子育て支援会議」において、その内容について評価を行います。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。